

おむつ代の医療費控除

問 高齢福祉課 ☎(55)71116

おむつ代の医療費控除が2年目以降で、令和4年12月31日現在に要介護認定を受けている方は、次の要件を満たす場合、市が交付する「おむつ使用の確認書」により医療費控除におむつ代を含むことができます。

該当すると思われる方は交付申請をしてください。

▼**交付要件**／介護保険主治医意見書でねたきり状態にあり、かつ尿失禁の可能性があることを確認できること

▼**申請場所**／高齢福祉課または各支所

▼**持ち物**／申請者の本人確認ができるもの

※確認書は即日交付できません。後日送付します。

※該当者の住所・氏名・生年月日のわかるものをご持参していただくと手続きがスムーズです。

障害者控除対象者認定証

問 高齢福祉課 ☎(55)71116

介護保険の認定状況により、確定申告などで「障害者控除」を受けることができます。

該当者へ、1月下旬に認定証を送付します。

また、該当すると思われる方で令和4年1月1日以降に亡くなられた方についても相続人へ認定証を送付します。

なお、認定証の障害理由が引き続きねたきりに該当する方へは、新たに認定証を送付しませんので、以前の認定証をご利用ください。

納付額確認書を発送します

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について

問 保険年金課 ☎(55)71119

介護保険料について

問 高齢福祉課 ☎(55)71116

令和4年中に納めていただいた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料納付額確認書を1月下旬に送付します。

この納付額確認書は、確定申告などの際に、社会保険料控除としてご使用いただくものです。

なお、老齢年金や退職年金など課税年金から特別徴収(天引き)されている分は、市からは納付額確認書を送付しません。年金保険者(日本年金機構など)から「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

高額療養費の外来年間合算制度

問 保険年金課 ☎(55)71119

▼**内容**／基準日に、高額療養費の自己負担限度額の区分が一般または非課税世帯に属する70歳以上の方で、計算期間に外来診療の自己負担額の合計が、年間上限額を超える場合に、その超えた額を支給

▼**計算期間**／令和3年8月1日～令和4年7月31日

▼**基準日**／令和4年7月31日

▼**年間上限額**／14万4千円

※ただし、計算期間に月ごとの高額療養費が支給されている場合は、そのうち外来診療分として既に支給された額を差し引いた金額が対象

▼**申請手続**／

【**愛西市国民健康保険にご加入の方**】

対象となる方へ郵送でご案内します。案内が届きましたら申請してください。

【**後期高齢者医療保険にご加入の方**】

対象となる方へ郵送でご案内します。案内が届きましたら申請してください。既に高額療養費振込口座を登録いただいている方は、申請の必要はありません。

▼**必要書類**／

・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証

・自己負担額証明書(計算期間内で医療保険者に変更になった場合に必要)

・振込先通帳

・マイナンバーカードまたは通知カードなど(個人番号確認のため)

▼**申請場所**／保険年金課または各支所

※基準日に、被用者保険(会社の保険など)や愛西市以外の国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方は、それぞれの医療保険者へお問い合わせください。

給与支払報告書の提出は1月31日(火)までに

問 税務課 ☎(55)71123

給与の支払いをする方で給与所得から源泉徴収をする義務のある方は、給与の支払いを受ける者が1月1日現在に住んでいる市町村に給与支払報告書を提出することになっています。

令和4年中の給与所得の金額、その他必要な事項を記入し、総括表を添えて市町村別に提出してください。年の途中で退職された方の給与支払報告書も提出が必要です。

エルタックスのご利用を

問 税務課 ☎(55)71123

市では、地方税ポータルシステム(エルタックス)での電子申告をご利用いただけるようになっていきます。

□ <http://www.eltax.ta.go.jp>

相続相談会

問 愛知県司法書士会 ☎052(683)6686

▼**日時**／2月4日(土) 午前10時～午後3時

▼**場所**／津島市文化会館

▼**内容**／土地や建物の相続、遺言などに関すること

※ただし、相続税に関する相談はお受けできません。

▼**相談時間**／30分

▼**その他**／事前予約優先